別記様式第１号（第５条第１項関係）

年 月 日

草津市長　様

申請者 住所

名称

　　代表者名

電話番号

ファクス番号

広報くさつに広告を掲載したいので、広報くさつ広告掲載要綱（昭和５９年草津市告示第７３号。以下「要綱」という）第５条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

１．広告料金 円 （　　　回）

２．掲載を希望する号および広告の件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 掲載号 | ５月号 | ６月号 | ７月号 | ８月号 |
| 件数 |  |  |  |  |
| 掲載号 | ９月号 | １０月号 | １１月号 | １２月号 |
| 件数 |  |  |  |  |
| 掲載号 | １月号 | ２月号 | ３月号 | ４月号 |
| 件数 |  |  |  |  |

※希望する掲載号に印を記入すること。

３．版下（完全原稿をいう。以下同じ）

別添のとおり

４．申し込みにおける承諾事項

1. 広告は、要綱第２条各号に掲げる要件を備えていなければならないこととし、その要件を備えているか否かは市長が定めるものとする。
2. 広告を掲載する位置については、広報くさつ広告掲載申込書の受付順位に従い市長が定めるものとする。
3. 版下に関する一切の責任および費用は、申請者が負うものとする。
4. 広告には、いかなる個人名も掲載することができない。ただし、個人名が商店名等として使用されているときは、この限りではない。
5. 広報くさつ広告掲載通知書により広告を掲載する旨の通知を受けた者は、通知の日から広報発行の日の１０日後までに全額納入しなければならない。
6. 既納の広告料金は還付しない。ただし、次のいずれかの事由により掲載できなかったときは、この限りではない。
7. 申請者の責めによらない事由
8. 編集の都合による事由
9. 広告の掲載および掲載の取り消し等により生じる申請者の損害は、一切市長に請求しないものとする。